

5. 教育界―「無らい県運動」と修身・道徳・人権教育―

一 教育勅語の渙発

1872（明治5）年8月、文部省は国民皆学を求め、わが国最初の近代的学校を規定する「学制」を頒布した。富国強兵を担う有能な人材の育成と国家意識の形成、「日本人」の自覚の育成がその主な目的であった。富国強兵という国家目標を達成するために欧米の知識技術の受容が最優先された。立身出世主義的な教育観と実用主義的な学問観が重視され、近世までの儒教思想に基づく伝統的な道徳観から知識重視の教育への転換が図られた。それもあって、初等教育の教科のうち、道徳に関わる修身は6番目に掲げられた（貝塚茂樹『道徳教育の教科書』pp.25-26、学術出版会、2009年などを参照）。

1890（明治23）年2月に開催された地方長官会議は徳育問題を議題の一つに取り上げた。そして、①日本固有の倫理の教えに基づいて徳育の主義を確立すること。②徳育の主義が確立した後、師範学校から小中学校に至るまで、倫理修身の教科書を選定して、この教えを全国に広げ、かつ倫理、修身の時間を増加して徳育を盛んにすること。これらのことを確認して内閣に建議した。

この建議を契機として、総理大臣の山縣有朋と文部大臣の芳川顕正の責任の下に教育勅語を起草することになった。法制局長官の井上毅が起草したものを原案とし、これに枢密顧問官の元田永孚が協力して何度かの修正を加えて完成した。国民の誰もが心がけ、実行しなければならない徳目を掲げることを目的として作成された。天皇から直接国民に下賜されるという形式が採用された。教育勅語は1890年10月30日に渙発された。

教育勅語は本文315字からなり、内容は3段に分かれる。第1段は、「教育ノ淵源」としての「国体ノ精華」を説いている。

第3段は、臣民（国民）が守り行ふべき14項目の徳目を列挙している。すなわち、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ報シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」がそれである。その意味するところは、「父母ニ孝（孝行）」（親に孝養を尽くすこと）、「兄弟ニ友（友愛）」（兄弟姉妹は仲良くすること）、「夫婦相和シ（夫婦の和）」（夫婦はいつまでも仲むつまじくすること）、「朋友相信シ（朋友の信）」（友達はお互いに信じあって付きあうこと）、「恭儉己レヲ持シ（謙遜）」（自分の言動を慎むこと）、「博愛衆ニ及ホシ（博愛）」（広く全ての人に愛の手をさしのべること）、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ（修学習業）」（勉学に励み職業を身に付けること）、「智能ヲ啓発シ（智能啓発）」（知識を養い才能を伸ばすこと）、「徳器ヲ成就シ（徳器成就）」（人格の向上に努めること）、「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ（公益世務）」（広く世界の人々や社会のためになる仕事に励むこと）、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ（遵法）」（法律や規則を守り社会の秩序に従うこと）、「一旦

緩急アレハ義勇公ニ報シ（義勇）」（正しい勇気をもって国のために真心を尽くすこと）、
「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ（忠君）」という点にあった。

第3段は、前段で示した道が「皇祖皇宗の遺訓」であり、「古今」「中外」に対しても
普遍性を持つことを説くものである。

教育勅語は、「国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ」という「近代市民倫理」と儒教倫理を折衷した
もので、芳川文部大臣は教育勅語渙発の翌日に訓令を発し、「聖旨ヲ奉体シテ研磨薰陶ノ
務」を怠らず、特に学校の式日には生徒を集めて教育勅語を奉読した上で、生徒をよく諭
して導き、心にとどめるようにすべきであると述べるとともに、教育勅語の謄本を全国の
学校に配布した。芳川は東京帝国大学教授の井上哲次郎に教育勅語の注釈書の執筆を委嘱
し、井上は1891（明治24）年9月に『教育勅語衍義』を出版した（貝塚茂樹『道德教育
の教科書』pp.28-30、学術出版会、2009年などを参照）。

ちなみに、国民道德協会訳文によれば、教育勅語が次のように現代語訳されている。

私は、私達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の
国をおはじめになったものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を全うして、
全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげて参りま
したことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりません。私は教育
の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。（原文では改行）国民の皆さんは、
子は親に孝養を尽くし、兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は
仲睦まじく解け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、全
ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を
磨き、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また、法律や、秩序を守ることは
勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕しな
ければなりません（原文は「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」－引用者挿入）。そして、
これらのことは、善良な国民としての当然の努めであるばかりでなく、また、
私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、さらにいっそう明
らかにすることでもあります。（原文では改行）このような国民の歩むべき道は、
祖先の教訓として、私達子孫の守らなければならないところであると共に、この教
えは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、
間違いのない道でありますから、私もまた国民の皆さんと共に、祖父の教えを胸に
抱いて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。

二 教育勅語による修身教育

教育勅語渙発後の修身科の授業は教育勅語に掲げられた徳目を教えることが基本とされ
た。尋常小学校では、「孝悌」、「友愛」、「仁愛」、「真実」、「礼敬」、「義勇」、

「恭儉」等の徳目を教え、これらを通じた「尊王愛国ノ士気」と「国家ニ対スル責務ノ大要」を育成することが求められた。特に「女兒」に対しては「貞淑ノ美德」の涵養が重視された。1891年11月に定められた「小学校教則大綱」第2条では、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と規定された。これによって修身の授業時間は尋常小学校では週27時間のうち3時間、高等小学校では週30時間のうち2時間が充てられることになった。また、1886(明治19)年から教科書検定制度を始めていた文部省は、1891(明治24)年に小学校修身教科書用図書検定基準を定めて、修身科においても教科書を用いての授業をすることを求めた。検定教科書の内容は教育勅語と「小学校教則大綱」で示された徳目に依拠するものであった。儒教道德の中心である「孝」を基本原理とするものから、「忠君」や「愛国」という国家倫理を中心とするものへと転換された。これによって、明治政府の意図していた国民としての自覚を持った「日本人」を育成するという目標の基盤が整えられた(唐澤富太郎『教科書の歴史』p.3、創文社、1955年などを参照)。

教育勅語および「小学校教則大綱」が制定されて以降の修身教科書の特徴の第1は、親愛、恭敬、義勇、公德、忠君、愛国という徳目に基づいて教材を配列し、系統的に道德を教えようとする「徳目主義」が中心だという点である。特徴の第2は「人物主義」である。徳目は抽象的な観念のために授業が形式的なものとなりやすく、実際の生活では徳目が相互に矛盾をきたす場合も生じることから、修身教科書では、二宮金次郎や楠正成、リンカーンやナイチンゲールなどの伝記や逸話、言行などの「例話」を用いて徳目を具体的に教える方法が用いられた(『道德教育の教科書』p.32などを参照)。

1903(明治36)年の「小学校令」の改正で小学校教科書の国定教科書制度が実施され、翌1904年から教科書の使用が開始された。4回の改訂を経て、1945(昭和20)年までに合計5期に及ぶ教科書が作成された。

第1期は1903年~1909(明治42)年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点が挙げられる。明治初期の翻訳教科書に比べると、国家主義的かつ儒教主義的傾向を持つ。全5期の国定修身教科書の中では「個人」や「社会」などの近代的市民倫理の内容が重視された教科書である。特に高等小学校修身書には「公衆」、「社会の進歩」、「公益」、「博愛」、「自立宣言」、「人身の自由」、「他人の自由」などの教材が並び、欧米の近代的市民倫理が強く反映されていた。これらの点がそれである(『道德教育の教科書』p.33などを参照)。

第2期は1910(明治43)年~1917(大正6)年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点が挙げられる。近代市民倫理を重視した内容に代わり、「家」や「祖先」等の家族主義的な要素と「天皇」等の国家主義的な要素を整合的に結び合わせた家族国家観に基づく道德が強調された。家族を国家と見立て、家族の情緒的な愛着と家父長に対する伝統的な忠誠の2つの要素を導き出し、この2つを天皇に結び付けた。例えば、『高等小学校修身書』においては、「我が国は家族制度を基礎とし国を挙げて一大家族を

成すものにして、皇室は我等の宗家なり。我等国民は子の父母に対する敬愛の情を以て万世一系の皇位を崇敬す。是を以て忠孝は一にして相分かれず（中略）忠孝の一致は実是我が国体の特色なり」（巻三）と記述されたこと。「忠君」と「愛国」が結びつけられ、「忠君愛国」という項目が新しく登場した。欧米人の逸話が削除され、二宮金次郎をはじめ日本人の逸話を用いた人物主義の傾向が顕著となった。これらの点がそれである（『道徳教育の教科書』 pp.34-35などを参照）。

第3期は1918（大正7）年～1932（昭和7）年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点が挙げられる。大正デモクラシーといわれる時代の自由主義的・民主主義的な風潮は教育の分野においても反映され、世界的な潮流ともなっていた「児童中心主義」をスローガンとした大正新教育運動（大正自由教育）が展開された。こうした流れを受けて、この期の国定修身教科書でも国際協調、平和主義、民主主義などが重視され、社会倫理の教材が第1期国定修身教科書に次いで多くなっており、「公民の務」、「公益」、「衛生」、「勤労」等の教材が掲載された。国際社会に関する教材が初めて登場し、『尋常修身教科書』の「国交」では、「世界大戦役の終に平和会議がパリで開かれたとき、我が国もこれに参加しました。この会議の結果、出来上がったのが平和条約で、将来世界の平和に大切な国際連盟規約はこの条約の一部です（中略）我等も国交の大切なことを忘れず、つとめて外国の事情を知り、外国人と交際するに当たっては、常に彼我的和親を増すやうにところがけませう」（巻六）と国際協調の意義が記述された。しかし、第2期国定修身教科書で顕著となった国家主義的な教材が減少したわけではなく、「天の岩屋」、「大国主命の国土献上」、「八岐の大蛇」等の神国観念を強調した教材も置かれた。これらの点がそれである（『道徳教育の教科書』 pp.35-36などを参照）。

第4期は1933（昭和8）年～1940（昭和15）年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点が挙げられる。昭和に入ると経済恐慌、満州事変、5・15事件、国際連盟の脱退等が連鎖的に続き、教育においても戦時体制が整備され、教員の思想問題に関わる抵抗と摩擦による事件が相次いだ。この期の国定修身教科書は青色表紙のものとなり、装丁も一新されたが、内容も大きく変化した。「忠君愛国」の精神を重視し、あるべき臣民（国民）の姿を説いた教材が多くなり、神国観念を強調することで軍国主義的で超国家主義的傾向を肯定する教材が顕著となった。「国体」が強調され、戦時体制を支える臣民（国民）としての精神的な心構えが説かれた。例えば、「テンノウヘイカハ、ツネニ、シンミンヲ、子ノヨウニオイツクシミニナツテイラッシュイマス」（『尋常小学校修身書』巻二）として、家族国家観に基づいて臣民としての天皇の恩に報いること（報恩）が重視されている。これらの点がそれである（『道徳教育の教科書』 p.36などを参照）。

第5期は1941（昭和16）年～1945（昭和20）年とされる。この期の国定修身教科書の特徴としては次のような点が挙げられる。1937（昭和12）年の日中戦争の本格的な開始を契機として、政府は「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」をスローガンとした国民精神総動員運動を展開し、戦時体制を整えていった。文部省は、同年には国体の護持、君臣の

大義を説き、天皇への忠誠こそが教育の根本であるとした『国体の本義』を刊行し、さらに1941年には『臣民の道』を刊行して、「世界新秩序の建設」を達成するための臣民の行動基準を示した。1941年には「国民学校令」が公布され、第1条で「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ皇国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」と規定した。教育が戦時体制に組み込まれていく状況は、修身教科書の内容にも大きな影響を及ぼし、「国民学校令施行規則」において、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道徳ノ実践ヲ指導シ児童ノ徳性ヲ養ヒ皇国ノ道義的使命ヲ自覚セシムルモノトス」（第3条）とされ、修身は皇国の「道義的使命」を持つ教科として明確に位置づけられた。1941（昭和16）年に改定された第5期国定修身教科書では、第4期国定修身教科書の「国体」を強調する内容がさらに顕著となり、また軍国主義的で超国家主義的傾向が強められることで、戦争協力の要請に応えた内容となった。教科書には随所に戦争の挿絵や写真が挿入され、「軍神のおもかげ」といった戦争教材や神国観念を強調した教材が掲載された。例えば、第2学年用の『ヨイコドモ』下巻の「日本ノ国」は、「日本ヨイ国、キヨイ国。世界ニ一ツノ神ノ国。日本ヨイ国、強イ国。世界ニカガヤクエライ国」という神国観念に基づく日本の優越性を強調した内容となった。これらの点がそれである（『道徳教育の教科書』pp.37-38などを参照）。

1904（明治37）年から開始され、敗戦まで約40年間続いた国定修身教科書による修身教育は、国家の政治的な目的と動向を反映した内容となる傾向が強く、児童・生徒の「人格」の育成よりも極端な思想教育に近いものとなっていた。特に第4期、第5期の国定修身教科書の内容は、戦時体制を肯定し、これを補強する政治的イデオロギーが強く反映されたものとなっている。修身教育の改革論や批判論も一部にはみられたが、ほとんど影響を持つことはなかったといわれる（『道徳教育の教科書』p.39などを参照）。

三 日本型「生存権」の4つの側面と修身教育

日本型の「生存権」概念においては、家族主義や隣保相扶助に基づく「自助」および「共助」が強調された。これに対応して、修身教育では、この「自助」「共助」を支える「兄弟ニ友」、「夫婦相和シ」、「朋友相信シ」、「恭儉己レヲ持シ」、「博愛衆ニ及ホシ」、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」、「智能ヲ啓発シ」、「徳器ヲ成就シ」、「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」といった徳目の育成が目指された。このような日本型「生存権」と修身教育との対応関係は、国家あつての国民の「生存権」だという点についても同様であった。これに対応する形で、修身教育では、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ」、「一旦緩急アレハ義勇公ニ報シ」という徳目の涵養が目指されたからである。同じく、皇道あつての日本の国家だという「国体」理解に対応して、修身教育では、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という徳目の涵養が目指された。その結果、尋常小学校の修身教育では、「孝悌」、「友愛」、「仁愛」、「真実」、「礼敬」、「義勇」、「恭儉」等の徳目教育を通じて、「尊王愛国の士気」と

「国家ニ対スル責務ノ大要」を育成することが図られた（『道徳教育の教科書』p.30などを参照）。

ただ、例外は、社会事業への下賜金にみられる天皇の「仁慈」についてで、教育勅語による修身教育においては「仁慈」に対応する徳目は置かれていない。「仁慈」は天皇に由来する統治者の徳目であって、被統治者の徳目ではないとされたことによるものであろうか。

四 「無らい県運動」と修身教育

このような修身教育は人々をして「無らい県運動」に走らせるのに大いに役立った。「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ」という徳目を涵養された臣民によれば、国のハンセン病強制隔離政策に従うことは臣民の法的な義務のみならず道義的な義務でもあった。しかし、それだけではなかった。「無らい県運動」の精神的な柱の一つの「社会浄化」は、「日本ヨイ国、キヨイ国。世界ニ一ツノ神ノ国。日本ヨイ国、強イ国。世界ニカガヤクエライ国」という神国観念に基づく日本の優越性の強調と容易に結びついた。日清、日露の戦争に勝利し、「世界列強」の仲間入りした大日本帝国にとってハンセン病患者等は「国の恥」ということから、ハンセン病強制隔離政策の採用に踏み切ったからであった。強制隔離政策に従い、「患者狩り」をすることも、療養所での隔離生活を甘受することも、ともに「愛国」に至る道であった。ハンセン病強制隔離政策の下で患者・家族に対して採用された、強制隔離を内実とする「救護」は、そして、強制隔離等に要する費用さえも被救護者ないし扶養義務者に負担させるという「救護」は日本型「生存権」概念の典型例だともいえるが、この「救護」も、日本型「生存権」概念の起源とされた「五箇条の御誓文」の第三にいうところの『官民一途、庶民に至るまで、各其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す』の発露とされた。これを受け入れることは「教育勅語」に、そしてまた、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ（忠君）」という、臣民が最も守らなければならない徳目に沿う道であった。修身教育を受けた臣民にとって、「無らい県運動」に抗するという選択肢は考えられないことであった。

五 教育基本法の改正

教育改革国民会議の提言を受けて、文部科学大臣は、2001（平成13）年11月26日に中央教育審議会（中教審）に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」を諮問した。中教審は2003（平成15）年3月20日に「教育基本法」の改正を求める答申を提出した。2006（平成18）年12月22日に教育基本法が改正され、同日付で公布、施行された。改正された「教育基本法」は、公共の精神などの「規範意識」を大切にし、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として「今日特に重要と考えられる」

事項を新たに追加している。教育の目的および目標については、旧法に規定されていた「人格の完成」に「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」を新たに加え、生涯学習社会の実現と教育の機会均等などを規定した（第1条から第4条）。

道徳教育に特に関係するものとしては、第2条が「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」として、以下のような内容を規定した。①幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。④生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。⑤伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。これらの内容が規定された。

「教育基本法」の改正を受け、「学校教育法」第21条は、義務教育の目標として、基本法と同様の目標を規定し、学校で取り組むべき道徳教育の内容を示すように一部改正された（『道徳教育の教科書』pp.72-73などを参照）。

六 学習指導要領の改訂

「教育基本法」の改正に伴い、文部科学省は、2008（平成20）年3月に、小・中学校の学習指導要領を改訂（高等学校は2009年に改訂）した。平成20年度版の学習指導要領では、「道徳の時間」を要として全教育活動を通して児童・生徒の人格形成を図ることを求める一方、道徳教育の推進を担当する「道徳教育推進教師」を設け、どの学校においても確実に道徳教育が効果を上げていくことができるような指導体制の充実を求めた。

平成20年度版学習指導要領では、平成元年度版学習指導要領の柱であった「生きる力」の理念を改めて掲げ、学校の集団生活としての機能を十分に生かした道徳教育の一層の充実を図ることや、幼稚園、高等学校を含めた学校段階ごとにおける重点目標を明確にし、より効果的指導の充実を図ることが求められている。「生きる力」とは「豊かな人間性を重要な要素」とするものであると説明され、ここに「豊かな人間性」とは「美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にすることである」と捉えられている（『中学校学習指導要領解説 道徳編』（p.3、文部科学省、2008年））。

学習指導要領では「人権を尊重する心」も挙げられている。「子どもの自制心や規範意

識の希薄化、生活習慣の確立が不十分である」との認識に基づき、「人間としてもつべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自身などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、それらを基盤として、法やルールの意義やそれらを遵守することなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てること」などが重要な課題であるとしている（同 pp.4-5）。

道徳教育の目標は、学習指導要領の「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針の2」および「第3章 道徳」の「第1 目標」において次のように説明されている。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」（「第1 教育課程編成の一般方針の2」）、「道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする（「第3章 道徳」の「第1 目標」前段）。

改正された「教育基本法」における教育の目標と「学校教育法」第21条の一部改正に伴う義務教育の目標とに対応して、道徳教育の目標については、従来の目標に加えて、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」が加えられた。そして、この道徳教育の目標に基づいて、「道徳の時間においては、・・・各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。」（「第3章 道徳」の「第1 目標」後段）とされ、「道徳教育を進めるに当っては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活にいかされるようにする必要がある。」（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4の前段）とされた。そこでは、日常的な生活指導を道徳的な価値にまで深める場が「道徳の時間」であるという位置付けが与えられた（『道徳教育の教科書』pp.91-97などを参照）。

七 道徳教育の内容

中学校の学習指導要領では、「主として自分自身に関すること」、「主として他の人と

のかかわりに関すること」、「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」に分けて整理され、合計 24 の価値項目が示されている。

このうち、「主として自分自身に関すること」では次のような価値項目が挙げられている。「望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。」「より高い目標を目指し、希望と勇気を以って着実にやり抜く強い意志をもつ。」「自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。」「真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。」「自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。」

「主として他の人とかかわりに関すること」では次のような価値項目が挙げられている。「礼儀の意義を理解し、時と場所に応じた適切な言動をとる。」「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。」「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励ましあい、高め合う。」「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。」「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。」「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。」

「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」では次のような価値項目が挙げられている。「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。」「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。」「人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。」

「主として集団や社会とのかかわりに関すること」では次のような価値項目が挙げられている。「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」「公德心及び社会連帯の自覚を高め、より良い社会の実現に努める。」「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。」「自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。」「勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。」「父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。」「学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。」「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」「世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。」

八 新「教育基本法」・学習指導要領と「愛国心」

改正された「教育基本法」は、「愛国心」について次のように規定した。

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

ちなみに、旧基本法第1条および第2条は次のように規定していた。

第1条 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

改正された主な点は、新「教育基本法」の第2条では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」という文言が明記されたことである。「教育基本法」の改正に対応して、改正された「学校教育法」も「愛国心」について次のように規定した。

第 21 条 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これを受けて、中学校学習指導要領の「第 1 章 総則」の「第 1 教育課程の一般方針」の 2 は、「愛国心」について次のように記述した。

学校教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

新学習指導要領の総則には、「伝統と文化を尊重し」、「公共の精神を尊び」とともに、「我が国と郷土を愛し」という表現が新たに加えられた。

中学校学習指導要領「第 3 章 道徳」の「第 2 内容」のうち「4 主として集団や社会との関わりに関すること」でも、その 8～10 として、「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」「世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。」が掲げられた。

これらの規定は、「国家は個人の人格や幸福を軽んずべきではなく、個人は国家を愛する心を失ってはならない」（「国民実践要領」）や「個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて大きい。世界人類の発展に寄与する道も国家を通じて開かれているのが普通である」（「期待される人間像」）などの理解の延長線上に位置するもので、「国家を自らの存在の外側に置くことではなく、自分の生き方の問題として国家と向き合い、国家を自らに内在化させて考えるというもの」（『道徳教育の教科書』 p.179）であった。

九 「自立自助の精神、相互扶助の精神、社会連帯の精神に支えられた社会」の道徳教育

道徳教育に与えられた役割は戦前の修身教育のそれと基本的に類似のものだといっても決して誤りではない。戦前の修身教育では、上述したように、日本型生存権における「自

助」「共助」の強調に対応して、「兄弟ニ友」、「夫婦相和シ」、「朋友相信シ」、「恭儉己レヲ持シ」、「博愛衆ニ及ホシ」、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」、「智能ヲ啓発シ」、「徳器ヲ成就シ」、「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」という徳目の育成が図られた。それは戦後の道徳教育でも同様で、既に紹介したように、次のような徳目の育成が図られたからである。

すなわち、「主として自分自身に関すること」では、「望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。」「自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。」「真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。」「自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。」という徳目。

また、「主として他の人とのかかわりに関すること」では、「礼儀の意義を理解し、時と場所に応じた適切な言動をとる。」「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。」「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励ましあい、高め合う。」「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。」「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。」「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。」という徳目。

「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」では、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。」「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。」「人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。」という徳目。

さらに、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」では、「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」「公德心及び社会連帯の自覚を高め、より良い社会の実現に努める。」「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。」「自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。」「勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。」「父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。」「学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。」という徳目。

これらの徳目の育成が図られている。

国家あつての国民の「生存権」だとされ、これを支える徳目として、修身教育では「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ従ヒ」、「一旦緩急アレハ義勇公ニ報シ」という徳目の涵養が課題とされたが、道徳教育でも、「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」「日本人としての自覚をも

って国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」「世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。」という徳目の涵養が問題とされている。

皇道あつての日本の国家だとされ、これを支える徳目として、修身教育では「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という徳目の涵養が不可欠だとされたが、道德教育でも「すぐれた伝統の継承」などの徳目が掲げられている。社会事業への下賜金にみられる天皇の「仁慈」に対応する徳目が道德教育においても置かれていないことは修身教育の場合と同様である。

ただ、修身教育と道德教育との間には重要な相違もみられる。①道德教育における「世界の平和と人類の幸福への貢献」の強調。②修身教育における「尊王・勤皇」の強調と道德教育におけるその後退。これらの点がそれである。

十 「無らい県運動」と道德教育

修身教育と同様、道德教育もまた人々をして「無らい県運動」に走らせるのに寄与したといえる。道德教育においても、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」では、「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」ことが説かれたからである。道德教育においても、「地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」という徳目の涵養が図られたことも大きかった。しかしながら、これらの徳目にも増して人々を「無らい県運動」に走らせるのに寄与したと思われるのは、「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ」という徳目であった。「無らい県運動」は「同情」を精神的な柱としていたからである。「無らい県運動」の精神的なもう一つの柱の「社会浄化」も道德教育に反するものではなかった。むしろ、「公衆衛生」を媒介として、「望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする」という徳目、あるいは、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」という徳目と結びつけることは十分に可能であった。

もつとも、道德教育では、「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める」という徳目も掲げられていた。この徳目からすれば、ハンセン病強制隔離政策は許されないということにもなりえた。しかし、人々がこの矛盾に気づくのは不可能に近かった。というのも、戦後もハンセン病強制隔離政策を継続した「らい予防法」は、その第3条で、「何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、その故をもって不当な差別的取扱をしてはならない。」と規定しており、国はハンセン病患者の強制隔離をもって、患者を差別するものではなく、患者等の福利を図るものと喧伝し

ていたからである。竜田寮児童の黒髪小学校本校への入学に賛成した PTA 有志でさえもこの喧伝を受け入れ、「らい予防法」および「癩医学」に基づく「社会浄化」ないし「同情」は所与の前提としていたのである。反対派との違いは、「らい予防法」および「癩医学」に基づく「社会浄化」ないし「同情」か、それとも「らい予防法」さえをも超えた「不安感」に基づく「社会浄化」ないし「同情」か、という点にすぎなかった。賛成派においても「無らい県運動」自体は何ら問題にはされていないのである。「らい予防法」が規定する家族に対する援護は完全収容の実現を目的にしており、「沈殿患者」を療養所に収容するためには、病気の恐ろしさについての教育と、家族の生活保障が何よりも重要だという発想に基づくもので、社会福祉一般の水準の低さと複雑な手続き、とりわけ生活行政の厳しさが、家族援護を予防法の下に置くことを下支えした。このように認識は賛成派においても欠けていた。これには、その第 25 条第 1 項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定した日本国憲法の下でも、日本型「生存権」概念が温存されたことがとりわけあざかったといえよう。

十一 ハンセン病問題から学ぶ

ハンセン病問題は、日本の人権教育にとって、文字通り「宝の山」といっても過言ではない。世界人権宣言などでうたわれている基本的人権の位置づけを採用し、これを広く国民に対して教育することという課題についていえば、ハンセン病強制隔離政策と戦争とは表裏一体の関係にあり、この意味において、人権の意義、「人権と平和」の密接不可分な関係を理解する上で格好のテーマといえよう。それは、人権の法的側面についても教育すること、あるいは、「人権を享有することのできる条件」の創出について教育することという課題についても同様であろう。ハンセン病問題の何よりの特徴は、それが憲法違反の「らい予防法」によって引き起こされた人権侵害問題だということにあり、そこで問われたのは国会議員の立法不作為であり、ハンセン病問題の解決を促進するための立法措置だったからである。人権保障や人権救済に占める当事者運動の重要性を教育することという課題の場合も同様で、ハンセン病問題こそは最適の教材ということになる。全国ハンセン病患者協議会（後に全国ハンセン病療養所入所者協議会に改称）の患者運動こそは日本国憲法の下におけるもっと優れた当事者運動の一つといってよいからである。生存権をめぐる内外の乖離を教育するという課題にとっても、ハンセン病問題に学ぶ意義は大きいといえる。日本型「生存権」概念が生み出した悲劇の最たるものの一つがハンセン病患者・家族の隔離だったからである。

ハンセン病問題をハンセン病問題だけにとどめてはならない。日本の人権教育の改善に生かしていかなければならない。熊本県に求められているのはその機関車の役割を果たすことである。

以下の記事は、2011（平成23）年9月23日、熊本市で開催された「ハンセン病に関する親と子のシンポジウム」（法務省、厚生労働省、全国人権擁護委員連合会など主催）での、県内在住の中学生による意見交換の様子を伝えたものである（2011年10月23日付、朝日中学生ウイークリー）。参加者は次のとおり。

山鹿市立菊鹿中学校3年 坂本南さん

山鹿市立菊鹿中学校3年 阪本悠太さん

合志市立合志中学校2年 書川佑理さん

合志市立西合志中学校2年 篠原亜美さん

※学校および学年は当時

ハンセン病 心の「壁」を取りはらおう

熊本で「親と子のシンポジウム」開催

「ハンセン病」という病気は長い間、偏見と差別の対象とされてきました。国の誤った政策のために、患者は療養所に閉じこめられ、「こわい病気」という誤解に苦しんできたのです。病気を正しく知り、偏見や差別についてみんなで考えようと、「ハンセン病に関する親と子のシンポジウム」（法務省、厚生労働省、全国人権擁護委員連合会など主催）が9月23日、熊本市の熊本学園大学で開かれました。この問題に取り組む4人の中学生が意見を交換しました。

壁の中の孤独な世界

療養所を訪れ、実感

坂本 県内にある療養所、菊池恵楓園を訪問し、命が尽きるまで生活する場所として考えると孤独な世界だと感じました。そして、もっと恐ろしく見えたものが、高く厚いコンクリートの壁です。

ハンセン病は恐ろしいと誤解させたのは、「壁」かもしれません。病気をわずらった人と、そうでない人。同じ人間なのに、心の中にも壁を作ってしまいました。

今、ハンセン病に関する法律は廃止され、壁もほとんどが取り除かれました。わたしたちは未来を変えることはできます。それには、ハンセン病の過去を受け止め、伝えること。ハンセン病問題以外にも苦しみを抱えている人々の心に寄り添うこと。そして、前を向く勇気を持ち、自分自身と向き合うことです。

患者がおそれたのは

人権ふみにじる法律

阪本 菊鹿中3年生は菊池恵楓園で入所者自治会の方の講話を聞きました。特に心に残ったのは『法律が怖かった』という言葉です。日頃、ぼくたちは法律に守られていると思っていました。しかし、ハンセン病患者の方々は「らい予防法」という法律に長い間苦しめられてきました。

療養所に強制隔離され、偽名を使わなければいけなかったり、子どもを持つことを許されなかったりと人権を無視され続けました。人間はみんな平等のはずなのに、他人の人権をふみにじるのは許せないと思います。

菊鹿中は約10年前からハンセン病を学習しています。文化祭ではハンセン病についての劇発表を通して、毎年、保護者や地域の方々にも啓発を行っています。

自分と重ね合わせて

患者の苦しみを理解

書川 菊池恵楓園は、わたしの住んでいる合志市にあります。ハンセン病は今では完全に治る病気です。療養所にいる方々は治癒しています。

「らい予防法」が廃止され、国のハンセン病政策の誤りが認められたにもかかわらず、熊本県で恵楓園入所者がホテル宿泊を拒否された事件が起きました。恵楓園と入所者に中傷や抗議の手紙が多数送りつけられたことを知り、がく然としました。

わたしは過去にいじめにあったことがあります。いわれなきいじめを受けることは、とてもつらく悲しいものです。ハンセン病に対する差別も根っこの部分是一緒です。自分のことと重ねて考えると、ハンセン病回復者の方々の気持ちに寄り添うことができるのです。

患者の思い受け止め

次の世代へ伝えたい

篠原 菊池恵楓園に行き、一番印象に残ったのは監禁室です。外に出ようとした人などが閉じ込められた場所です。監禁室に入れられた人は、病気や隔離政策をとった国をどれほどうらんだことでしょう。園内で亡くなった人の多くは自殺と聞きました。

わたしは、ハンセン病に関わって亡くなった方々にとって、わたしたちがハンセン病についてよく知ったうえで、自分が生きていることに誇りと自信を持つことが一番の償いだと思うようになりました。

ハンセン病についての正しい知識と差別、そして、それに負けず立ち上がってきた方々の歴史を次の世代へと伝えていき、命の輝く生き方をしていきたいと思います。